

中野市創業支援資金利子補給金交付要綱（令和7年3月28日告示第72号）

最終改正:

改正内容:令和7年3月28日告示第72号〔令和7年4月1日〕

○中野市創業支援資金利子補給金交付要綱

令和7年3月28日告示第72号

中野市創業支援資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内における創業時の負担の軽減と経営の安定化を図るため、創業支援資金の融資を受けた創業者に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）創業者 中野市中小企業融資規程（平成17年中野市告示第117号。次号において「規程」という。）第2条第8号に規定する創業者をいう。
- （2）創業支援資金 規程第3条第6号に規定する創業支援資金をいう。

（成果の指標）

第3条 当該利子補給事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、創業支援資金の融資を受けた創業者の経営の継続とする。

（交付対象者）

第4条 利子補給金の交付の対象となる者は、創業支援資金の融資を受けた創業者とする。

（利子補給金の額及び交付期間）

第5条 利子補給金の額は、1月1日から12月31日までに償還した創業支援資金に対する利子（延滞分を除く。）の全額とする。

2 利子補給金の交付の対象となる期間は、初回償還月から36月以内とする。

（利子補給金交付の申請及び請求）

第6条 規則第3条の申請書及び規則第13条の交付請求は、中野市創業支援資金利子補給金交付申請書兼請求書（別記様式）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- （1）借入条件及び償還方法を証する書類
- （2）利子の支払状況を証する書類

3 第1項の申請書兼請求書は、償還した翌年の1月31日までに、市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第7条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

中野市創業支援資金利子補給金交付申請書兼請求書

中野市長 あて

申請者 (請求者)	所 在 地 稱 名 代 表 者 氏 名 電 話
--------------	--

下記のとおり中野市中小企業融資規程に基づく創業支援資金の融資を受けているので、中野市創業支援資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて利子補給金の交付を申請及び請求します。

記

事業の目的及び内容	
借入金融機関（支店）名	
融 資 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
融 資 金 額 及 び 利 率	円 %
利 子 補 給 金 申 請 額	円
申 請 額 の 算 出 根 拠	年 月分から 年 月分までの 月分

- 1 借入条件及び償還方法を証する書類
- 2 利子の支払状況を証する書類

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名又は団体名及び代表者氏名

振込先

金 融 機 関 名		店 舗 名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			